



瑞浪市公告第6号

下記森林について、森林経営管理法第4条第1項の規定により経営管理権集積計画を定めたため、同法第7条1項の規定により告示する。

なお、定めた経営管理集積計画については、下記場所において縦覧に供する。

令和5年3月31日

瑞浪市長 水野光二



1 経営管理権集積計画の対象森林

No.	地区名	林班	森林面積	森林所有者件数	筆数	経営管理権の始期
1	釜戸町	113, 114	29.7068ha	35	132	令和5年4月1日

2 縦覧場所

瑞浪市役所経済部農林課

3 権利の設定

本公告により、対象森林の経営権が瑞浪市に設定される。